

別紙 令和8(2026)年度栃木県産農産物首都圏プロモーション事業業務委託 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1 業務への理解・知識	<p>ア 県の考える事業の目的を理解しているか。</p> <p>イ 県が定めるコアバリューを理解しているか。</p> <p>①根底にある価値：自然と人がつくる信頼感</p> <p>②機能的価値：日常に使いやすい品質</p> <p>③情緒的価値：日常をうれしくする身近な存在</p> <p>ウ 県が定めるターゲットを理解しているか。</p> <p>①ターゲット 首都圏在住女性(25歳～44歳)</p> <p>②ペルソナ(特に重視するターゲット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏在住20代～30代女性 ・ 未就学児を育てながら就業 ・ 食事は基本的に自炊で、平日の負担軽減を強く意識(経済性や手間を意識) ・ 子どもの食べやすさや栄養バランスを重視し、好き嫌いに関心がある ・ 家族で楽しめる食体験に前向き ・ 主な購入場所：スーパー、宅配サービス、ドラッグストア ・ 主な情報接触チャネル：SNS(Instagram)、ママ友、知人、店頭表示 	25
2 提案内容の的確性	<p>(1) 集客施設(百貨店、商業施設等)における県産農産物マルシェの開催</p> <p>ア 実施要件を満たしているか。</p> <p>【実施要件】</p> <p>回数 計3回以上実施</p> <p>実施時期 夏期(7～8月頃)、秋期(9～11月頃)及び冬期(12～2月頃)にそれぞれ1回以上</p> <p>実施日数 各回2日間以上</p> <p>実施場所 首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の集客施設</p> <p>対象品目 県産農産物のうち、方針や実施時期(旬)を踏まえて選定</p>	20
	<p>イ 適切な実施内容であるか。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マルシェの企画及び運営を行うこと。 ・ マルシェの開催に必要な会場を用意すること。 ・ マルシェでの販売品については、手配方法及びその数量を企画提案書に記載するとともにマルシェ当日に提供ができるよう、調整及び手配を行うこと。 ・ マルシェにおいて、対象品目の生産者によるPRを実施すること。なお、生産者への選定・依頼については甲と協議して決定すること。 ・ マルシェの開催を宣伝し、より多くの集客を図ること。 ・ 会場にはマルシェを開催していることが視認できる看板の設置や会場装飾を行い、通行人に対しても視覚的にPRを行うとともに集客を促すこと。 ・ マルシェ来場者に対し、甲が設置している『栃木県産農産物魅力発信ポータルサイト「とちぎ育ち」』(以下「ポータルサイト」という)への誘導を図ること。 	20
	<p>(2) 効果検証</p> <p>効果検証が適切に実施されるか。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マルシェで購入された県産農産物の品目・数量・金額を実施回数ごとにとりまとめて報告すること。 ・ マルシェにおいて、実施回数ごとにアンケートを実施すること。アンケートの実施に当たっては、より多くの回答を得られるように工夫すること。また、デジタルな手法で実施すること。なお、アンケート内容は、乙からの提案をもとに甲と協議し決定すること。 	10
<p>(3) その他</p> <p>ア 県の事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポータルサイトにおけるイベント情報の発信や特集記事の掲載との連携が図られるよう、計画的な業務の実施や甲への情報提供を行うこと。 ・ 2の業務において、イメージの統一を図るため、甲が作成するのぼり旗、卓上ミニのぼり旗、スイングポップ、名刺サイズカード、腰幕、バックボード等のPR資材(別紙参照)を使用すること。 ・ 2の業務でPR資材や販促資材を新たに作成する場合は、イメージの統一を図るため、ロゴマーク及びポータルサイトのデザインを踏襲すること。なお、各種制作物に掲載するQRコードには、流入チャネルを識別するためのカスタムパラメーター(UTMパラメーター等)を付与すること。なお、付与するパラメーターの値については、設定前に甲の承認を得ること。また、当該デザインのデータは、受託者決定後に甲から提供する。なお、新たに制作した資材は、全業務の完了後に甲に提供すること。 <p>イ 県産農産物の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産農産物等を調達する際には農業団体等と十分連携の上、調整すること。 ・ 県産農産物のブランド価値を損なうことのないよう、品質や販売価格等について十分留意すること。 	10	
3 運営手法の確実性	<p>【過去の実績】</p> <p>公共団体又は民間団体から、同様の業務を受託した実績はあるか。</p>	5
	<p>【事業体制】</p> <p>事業実施にあたり人員が十分確保され、事業活動を適正に行うことができるか。</p>	5
4 積算の妥当性	<p>【経費の妥当性】</p> <p>事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。</p>	5
合計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。

・配点が25点、20点及び5点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ2.5、2.0及び0.5を乗じた数を得点とする。